



担当: 関原 (G+セウ) vol. 1

思ったこと

もちろん暴力は虐待ではないが、夜間眠らない利用者様はいろいろ分かんない方に行ったりする気持ち、最初は優しくしてきて回数が増え引につれ、頭ごなしに「寝てくたさい」と言ってしまうことあるので、女性職員の知事やフラッシュはすごいと思いました。今だけとは思ってたんだけど、気持ちが消化できないこと多い。自分なりのスル-の方法や大まかにいって思ってる協力してほしいと思った。

職員メンバーのオスズ スル-解消法

私はリセオの時はいっぱい使っています。常時色んなものが揃って家にストックしてあります。色んな味で行動も楽しませます。

- Check-UP standard (医療部出品) 産医者まで買えます。600円くらい。石磨製がおいしいので、ふるもつ感じ。
- クリアクリーンネクステル パウチカモミール、300円くらい。味が好きです(笑)
- クレスト グリリアンズミート (海外製) 味が白くありません。使いすぎは知覚過敏に2000円くらい。たまに使う時。

今日の夜になつた事例

- 施設: サピス付高齢者向け住宅
- 職員: 女性(57)キャリア5年、通う回数動(16時間のところは時間)
- 利用者: 男性(80代)認知症、入居時のサビ-には「夜間1424回、現」に異常な程、HILは頻回だ。

施設側が女性職員の虐待を疑い、カメラ設置。→虐待発覚(内緒)眠らない男性利用者「寝てくたさい、寝て寝て」と何度も声をかけるが、なかなか眠らない男性利用者に対し、女性職員は豆乳は飲、床に引きずり下ろし、何度も踏みつけた。

女性職員の意見、指示しても言わないが通じず、おこがかった。そのせいで他の人の介助が後回しになってしまふ。HILの訴えが9割以外、泌尿器科の後継の相談をしたが、「日中はトイレの訴えが少な、寝る前に子どもがぐずるようなもん」と施設側から言われた。

ちゅーりっぷ苑通信

NO.1

身体拘束・虐待防止委員会では今年度から定期的に委員会通信を発行していくことにしました。各部署で実際にあった不適切な言動について事例検討する他、拘束や虐待に関する法律を紹介し、日頃から不適切な言動について考える機会を作りたいと考えています。

目次

- 1... 高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律の紹介
- 2... 事例検討
- 3... 寄せられた事例の紹介
- 4... 委員会メンバーによるコラム... 関原みさき

- 1 高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律

高齢者虐待の定義、虐待を防止するための国・地方公共団体・国民の責務について、介護をする者への支援について、虐待を発見した場合についてなどが定められた法律です。この法律では介護する者(養護者、養介護施設従事者)による虐待の定義を以下の通りに定めています。

 - ① 養護者とその養護する高齢者について行う次にあげる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに揚げる行為と同様の行為の放置等擁護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ② 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

また、この他に高齢者虐待を発見した者は速やかに市町村に通報しなければならないこと、養介護施設従事者についても高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し早期発見に務めることとし従事する施設において虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合も市町村への通報しなければならないとしています。守秘義務のため通報できないということではなく、通報したことにより解雇等、不利益な取り扱いを受けないことを定めています。

アンケートに寄せられた
不適切ケア 介助行為そのものについて多く意見が寄せられました。
今回は寄せられた意見の根本的な原因は何かを
探るため以下のように分類してみました。

①組織運営/②チームアプローチ/③ケアの質/④倫理観/⑤ストレス

- ・人手が足りない時、時間に追われると素っ気ない態度をとってしまう。－1・2・5
- ・立ったまま薬を渡す。－1・4
- ・“行きたくない”“したくない”利用者の意思があるのに職員がそれを無視して誘導してしまう。
－4・3・5
- ・戸をあければなしにして申し送りや排泄のことを話し利用者に聞こえていること
－4・2・3・1
- ・嘘をついたりだましたりして何とか入浴してもらっていること。－4・1・2・3
- ・発語のない人に“～どうする？”と聞いて職員、自ら返事をしていること。－2・3・4・5
- ・食事の際、主食の上に副食を混ぜて介助していること。－4・3
- ・“また行くの？”等、利用者に言うこと－3・4・5
- ・イスからの立ち上がりにズボンのすそを引っ張ること－3・4
- ・利用者同士のトラブルを注意したときに口調がきつくなってしまった。－3・4・5
- ・メニュー表を見て利用者に献立を説明しようとしたがすでに明日の分に変更されており説明できなかった。－2・5
- ・帰宅願望のある人に理由を聞かずイスに座ってもらうこと。－1・2・3・4・5
- ・イスから立ち上がるとすぐに洗濯物を渡しできるだけ座ってもらうこと－1・2・3・4・5
- ・入浴の際に利用者が“早く入らなければいけない”と気を遣っていること－3・4・2
- ・トイレ誘導の際に“出る出ない”を何回か繰り返しトイレに行ったり来たりしたときにウオシュレットの水がかかり思わず“出ないって言ったじゃん”と大きな声を出してしまった。
－3・4・2・5
- ・脱衣室に入浴番でない職員が頻繁に出たり入ったりすること。－3・4
- ・昼食の配膳で手伝ったそうにしている人に邪魔だからあっちに行ってくれと言ってた。－5
- ・キッチンに入れないようにテーブルなどでガードすること。－4・2・3
- ・“家に電話をして”という利用者には実際にはかけていないのに“かけたけどいなかった”と嘘をいうこと。
－4・2
- ・何度も同じことを言う利用者にイライラして強い口調で言ってしまったとき。
そんなに怒らないでくださいと言われた。－4・5
- ・何度も同じことを言う利用者にイライラして強い口調で言ってしまったとき。
- ・利用者をちゃん付けで呼ぶ。愛情を感じるが目上の人であるし、利用者＝お客様であるから不適切だ。－1・2・4

- ・食事介助をしている人に無理やり食べさせているのではないか。－3・4
- ・ノックもせずトイレの戸を突然開ける。－4
- ・やりたいことをさせてあげない。－3・5
- ・聞こえないふりをする。－4・5
- ・強い口調の話し方。－4・5
- ・視線を合わせず話をする。－3・4
- ・全体的に拘束なのかそうでないのか分からない。ほとんど拘束のような気がする。－2・3・4・5
- ・職員の理由(無理しなくていい・職員がいない)で入浴させない。－1・2・3
- ・利用者が立つと“どこ行くの？”等すぐ言うこと。－3・5
- ・食事が残っているとき、まだ残っているよと勧めること。－5・4
- ・歩けるのに車イスを使うこと。－3・4
- ・職員がなんでもしてしまうこと。－3・5
- ・歩行練習について適切なのか疑問に思う。－2・3・4・5
- ・“ちょっと待って”も声の大きさや口調で虐待に聞こえる。－3・4
- ・作業で使ったものを片付けない。－3・5
- ・利用者が助けを求めて声を出しているのに聞こえないふりや無視をすること。－3・4・5
- ・食べな、飲みな声かけが口調にもよるが命令口
- ・利用者の前に他人のことや本人のことを職員同士で話をする。－3・4・5
- ・“さっき言ったじゃん”という言葉、忘れてしまう
なぜそのような声かけをするのか？

分類は委員会メンバーそれぞれ行いました。感じ方、捉え方もそれぞれで同じ内容でも1～5と分類が分かれる結果となりました。当初は集まった事例の中から1つを選び検討したものを誌面にて紹介する予定でしたが、想像以上に多くの介助行為そのものについて意見が寄せられました。そこで、当初の予定を変更し、まずは寄せられたものを分類し、私たちの働きかけで変えていけること、管理者や計画作成などチームリーダーを中心にチームアプローチを見直したほうがいいと思われることなどに分けて、委員会から発信していくこととしました。

次回は9月初旬の発行を予定しています。そこでは、今回の分類をもとに委員会としての具体的な発信をしていきたいと考えています。